


報道機関各位

令和元年（2019年）6月25日（火）15時00分配付

項目	産業廃棄物処理施設変更許可申請に係る告示・縦覧について
配付資料	1 報道発表資料 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）
内容及び報道に当たったお願い	<p>○産業廃棄物最終処分場の変更（埋立容量10%以上の増大）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく知事の変更許可が必要であり、変更許可申請があった場合には、申請内容の告示及び申請書等を1月間縦覧するとともに、設置場所の市町村長や利害関係者等から、生活環境保全上の見地による意見を聞くこととしています。</p> <p>○今回は、別添「報道資料」のとおり、産業廃棄物最終処分場の変更許可申請があり、本日告示しました。</p> <p>○管内では、今年度1件目の申請です。</p>
担当窓口	<p>オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 主幹 山崎 晃裕 直通電話：0152-41-0763 内線：2951</p> 

(報道資料)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。）の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請書縦覧の告示を行ったのでお知らせします。

記

1 申請書の概要

(1) 申請年月日

令和元年(2019年)5月29日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号
野村興産株式会社 代表取締役 藤原 悌

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番 1
北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番 4

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場）

2 申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

北海道オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課	午前8時45分～午後5時30分
北見市市民環境部廃棄物対策課	午前8時45分～午後5時30分

(2) 縦覧の期間

令和元年(2019年)6月25日から令和元年(2019年)7月25日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 意見書の提出

- この産業廃棄物処理施設の変更に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置の場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を日本語で記述すること。
- 意見書は、北海道知事（オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課）に令和元年(2019年)8月8日までに到着するよう提出すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第五節 産業廃棄物処理施設

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

九 その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

～略～

（変更の許可等）

第十五条の二の六 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。